

**小平市**

**特別支援教育総合推進計画（第二期）**

**前期計画**

**（令和3年度～令和7年度）**

— すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ —

**素案**

**令和2年11月**



## 目 次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の背景 .....	3
2 特別支援教育に関する国や東京都の動向 .....	3
3 計画の位置付け .....	7
4 計画対象期間 .....	8
5 計画の策定方法 .....	9
6 特別支援教育に関する主な動向 .....	10
<b>第 2 章 小平市における特別支援教育の現状と課題</b> .....	13
1 特別支援教育に関する資源の現状 .....	15
2 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果から見る現状 .....	18
3 施策ごとの現状（成果）と課題 .....	24
<b>第 3 章 計画の基本理念と施策の体系</b> .....	47
1 基本理念 .....	49
2 基本指針 .....	50
3 施策の体系 .....	51
<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	53
基本指針 1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備 .....	55
基本指針 2 関係機関の連携によるネットワークの構築 .....	64
基本指針 3 理解・啓発、相談体制の充実 .....	69
重点事業 .....	75
<b>第 5 章 計画の推進</b> .....	79
1 計画の推進体制 .....	81
2 計画の進行管理 .....	81



# 第1章

---

## 計画策定にあたって

※【障がいの表記について】本計画では、施設名や法令名等で「障害」とされているものや出典元の表記に合わせて「障害」と表記している場合を除き、原則として「障がい」と表記しています。



## 1 計画策定の背景

小平市では、特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を一体化させ、小平市のすべての子どもたちが生き生きと育っていくことを基本理念とし、平成23年3月に「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画」（平成23年度～平成27年度）を、平成28年3月に「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」（平成28年度～令和2年度）を策定し、取組を進めてきました。

前期計画策定後9年が経過する中で、特別支援教育に対する理解が市民に広がり、関係機関による支援体制が充実するとともに、各機関の相互理解も深まってきました。

これまで相談体制の充実、特別支援学級・特別支援教室の設置、人的支援をはじめ様々な事業に取り組んできましたが、後期計画が令和2年度に終了すること、また、特別支援教育に対するニーズが多様化していることを踏まえ、変化に即した施策を講じる必要があります。

そこで、現状を適切にとらえ、本市における特別支援教育をさらに充実させるため、これまでの取組の成果と課題を基に、基本指針や重点事業等について方向性を定め、公募市民を含めた検討委員会の意見等を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」を策定しました。

## 2 特別支援教育に関する国や東京都の動向

### （1）国の動向

#### ① 学校教育法の一部改正

平成19年4月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育（心身障がい教育）」から「特別支援教育」へと転換を果たしました。その後、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、障がいの状態の変化のみならず、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況等を勘案して、就学先を決定したり、転学を検討したりすることができるようになりました。

#### ② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）の制定

「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月に国連総会で採択され、平成26年1月に条約を締結しました。条約締結に向けて、平成23年8月に障害者基本法が改正され、平成25年6月には障害者差別解消法が制定されました。平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としており、合理的配慮の提供の義務等が定められました。

③ 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。

同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）【抜粋】

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
  - ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
  - ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
  - ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

### ④ 発達障害者支援法の改正

平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障がい者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

### ⑤ 児童福祉法の一部改正

平成28年6月には、児童福祉法の一部改正により、医療的ケア児について法律上初めて定義付けられ、支援体制の整備が地方公共団体の努力義務とされました。

また、平成31年3月には、文部科学省から「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」が発出され、小・中学校を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意すべき点等が整理されました。

### ⑥ 文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022

平成31年3月、文部科学省が設置した「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」は「障害者の生涯学習の推進方策について」を取りまとめました。この提言を踏まえ、文部科学省では「障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」のとおり、取組を進めることとしました。

主な取組内容としては、1 障害者の多様な学習活動の充実、2 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり、3 障害に関する理解促進、4 障害者の学びの場づくりの担い手の育成、5 障害者の学びを推進するための基盤の整備、の5項目が挙げられています。そしてこれらを踏まえて、都道府県、市町村、特別支援学校等、大学等のそれぞれに対する「期待される取組」が示されています。

## (2) 東京都の動向

### ① 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定（期間：H29～R8）

平成16年11月、東京都教育委員会では、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（期間：H16～H28）を策定し、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名等、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。

平成29年度から令和8年度までを見通した第二期計画では、小・中学校における特別支援教室の充実に向け、区市町村教育委員会の役割として指導体制の確立や指導内容・方法の充実が挙げられています。また、東京都と区市町村の教育委員会がより一層連携し、就学相談等の機能強化や教育環境の整備等による特別支援教育の充実に向けた取組を行うことが示されました。

### ② 「東京都発達障害教育推進計画」の策定（期間：H28～R2）

平成28年2月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障がい教育を取り巻く状況の変化に的確に 대응するために「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、全ての公立学校における発達障がい教育の充実を図っています。

令和3年度までに全小・中学校に特別支援教室を導入することや、学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインの作成など、発達障がい教育環境の整備や指導内容の充実について年次的な展開が計画されています。

### ③ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（通称「東京都障害者差別解消条例」）（平成30年10月1日施行）

平成30年10月、東京都は「障害者が日常生活や社会生活の中で受ける制限は、心や体の機能の障害のみでなく、社会の中に見受けられる様々なバリア（障壁）によって生じている」という「障害の社会モデル」の考え方に基づいて、「東京都障害者差別解消条例」を制定しました。

条例では、国の障害者差別解消法で民間事業者は努力義務とされている「合理的配慮の提供」を、行政機関、民間事業者ともに義務化しているほか、障がい者差別に係る事案の紛争解決の仕組みとして「調整委員会」を設置すること、障がい者や関係者のほかに民間事業者からの相談にも応じる「広域支援相談員」を設置することなどを定めています。

### ④ 都立高校における発達障害教育の充実について

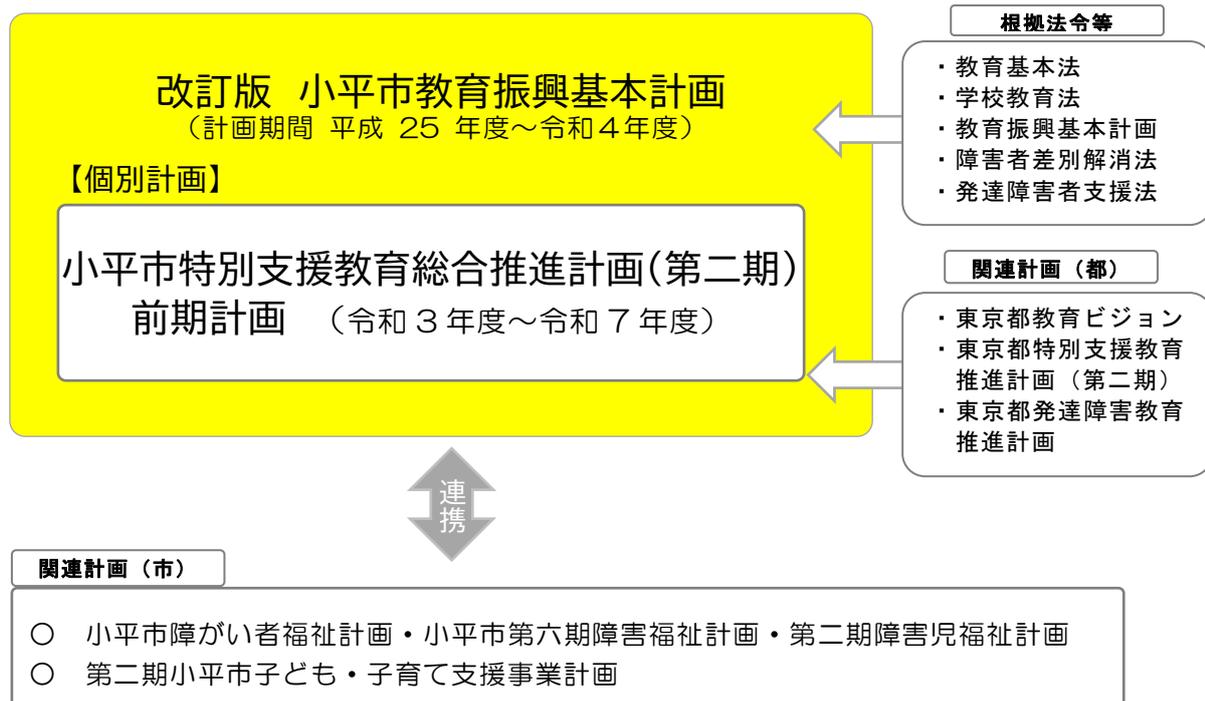
東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」及び「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」に基づき、令和3年度より全ての都立高校で通級による指導を実施します。

対象は、都立高校又は都立中等教育学校後期課程に在籍し、知的障がいがなく、発達障がい等（自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障がいに応じた特別の指導を必要とする生徒となります。また、生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、学校及び都教育委員会に指導が必要であると認められた場合に、高校における通級による指導が受けられるようになります。

### 3 計画の位置付け

本計画は、小平市における特別支援教育の理念と具体的な推進計画を併せもつ、総合的な計画です。また、長期総合計画の教育分野における計画「改訂版 小平市教育振興基本計画」の個別計画として位置付けています。

なお、「小平市障がい者福祉計画・小平市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画」及び「第二期小平市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性を図るとともに、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」にも留意し策定しました。



【参考：関連計画の施策】

●小平市障がい者福祉計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画

施策の柱3 教育・発達支援の充実

- (1) 療育・保育・教育の充実
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 放課後活動・生涯学習の充実 など

●第二期小平市子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援の主な取組

- (5) 障がいのある子どもへの支援の充実 など

## 4 計画対象期間

前期計画 令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

後期計画 令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

平成31 令和元 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
【小平市特別支援教育総合推進計画】											
第一期計画		第二期（前期）計画					第二期（後期）計画				
【小平市教育振興基本計画】											
改訂版				（策定予定：詳細未定）							
【小平市障がい者福祉計画】											
計画		計画					（策定予定：詳細未定）				
【小平市障害福祉計画】											
第五期		第六期		第七期（予定）			第八期（予定）				
【小平市障害児福祉計画】											
第一期		第二期		第三期（予定）			第四期（予定）				

## 5 計画の策定方法

### (1) 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会

計画の策定に当たり、公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障がい児関係団体の代表等により構成される検討委員会を設置し、計画案を検討しました。

### (2) 市民からの意見の収集

計画策定に当たっては、素案段階で市報や市ホームページ等により、広く市民の意見を収集しました。

### (3) 庁内計画策定体制

計画案の調整については、庁内関係課で構成する「小平市特別支援教育総合推進計画 庁内委員会」により行いました。

### (4) アンケート調査の実施

計画の策定に当たり、小・中学校で行われている特別支援教育の状況を把握し、計画策定の基礎資料とするため、特別な支援を受けている児童・生徒の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

## 6 特別支援教育に関する主な動向

年度	国	東京都	小平市
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法の一部改正（特別支援教育制度化）</li> <li>国連総会で「障害者権利条約」の採択</li> </ul>		
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別支援教育の推進について」（文部科学省通知の発出）</li> <li>障害者権利条約に署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）の策定</li> </ul>	
平成 22		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成 23 年度～平成 28 年度）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市特別支援教育総合推進計画前期計画（平成 23 年度～平成 27 年度）の策定</li> </ul>
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基本法の改正</li> </ul>		
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会による報告）</li> <li>通常の学級に在籍する発達障害等児童生徒の実態調査（文部科学省）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市教育振興基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）の策定</li> </ul>
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）の制定</li> <li>学校教育法施行令の一部改正（障がいのある幼児・児童・生徒の就学先決定に係る考え方の変更）</li> <li>障害者権利条約の締結</li> </ul>		

第 1 章 計画策定にあたって

年度	国	東京都	小平市
平成 27		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都発達障害教育推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市特別支援教育総合推進計画後期計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定</li> </ul>
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の施行</li> <li>発達障害者支援法の改正</li> <li>児童福祉法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校特別支援教室の順次導入（平成 28 年度から平成 30 年度の間、都内全ての公立小学校に特別支援教室を導入）</li> <li>東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画（平成 29 年度～令和 2 年度）の策定</li> </ul>	
平成 29			<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校特別支援教室の一部先行実施</li> </ul>
平成 30		<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校特別支援教室の順次導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校特別支援教室の全校実施</li> </ul>
平成 31 令和元			<ul style="list-style-type: none"> <li>第二期小平市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の策定</li> </ul>
令和 2			<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校特別支援教室の一部先行実施</li> <li>小平市特別支援教育総合推進計画第二期前期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の策定</li> <li>小平市障がい者福祉計画（令和 3 年度～令和 8 年度）の策定</li> <li>第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）の策定</li> </ul>

## 第 1 章 計画策定にあたって

## 第2章

---

小平市における

特別支援教育の現状と課題



# 1 特別支援教育の資源の現状

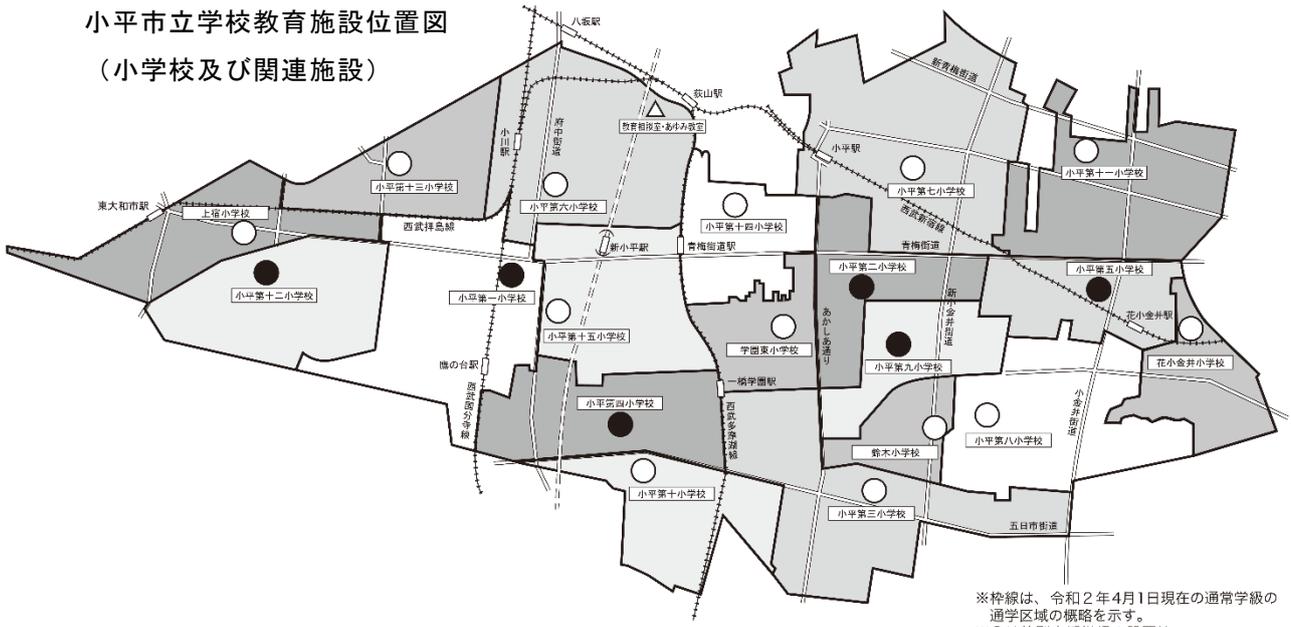
市立小・中学校には、知的障がい学級（固定制）が小学校6校と中学校5校に、特別支援教室が小学校19校全校と中学校3校に、難聴・言語障がい学級（通級制）が小学校1校にそれぞれ設置されています。

また、市内には様々な療育機関や相談支援機関があり、年齢や成長段階などに応じて支援を行っています。

## (1) 小・中学校別の市内の特別支援学級の設置状況

小平市立学校教育施設位置図

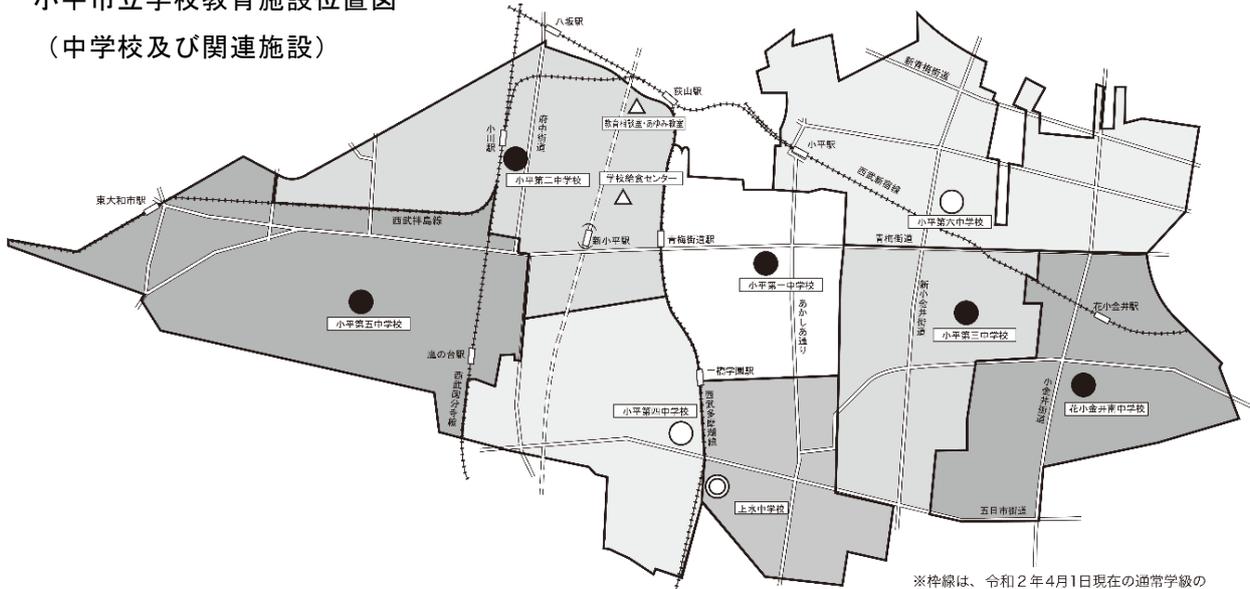
(小学校及び関連施設)



※枠線は、令和2年4月1日現在の通常学級の通学区域の概略を示す。  
 ※●は特別支援学級の設置校  
 ※●は特別支援教室は、小学校全校に設置している。

小平市立学校教育施設位置図

(中学校及び関連施設)



※枠線は、令和2年4月1日現在の通常学級の通学区域の概略を示す。  
 ※●は特別支援学級の設置校  
 ※●は通級指導学級の設置校  
 ※●は通級指導学級の設置校  
 小平第二中学校、小平第四中学校、小平第五中学校は、特別支援教室設置校

(2) 市内の療育等機関及び相談支援機関の現状

市内の療育等機関及び相談支援機関の現状

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	12歳	15歳	18歳
健診等 (早期発見)	乳幼児健康診査 (3~4か月、1歳6か月、3歳) 乳幼児心理発達相談 ほか 巡回相談 認定こども園、幼稚園、保育園 ・健康センター ・子ども家庭支援センター ・地域自立生活支援センター・ひびき ・児童相談所									
相談	教育相談室 就学相談室 ひびき 障害者福祉センター (たいよう福祉センター) あおぞら福祉センター ほか									
教育・保育・療育・放課後の生活支援の取組	小学校 通常の学級 特別支援教室 特別支援学級 特別支援学校 (小学部) 放課後等デイサービス 心身障害児通所支援(委託) 緑成谷整備園 トマト 児童館 学童クラブ 放課後子ども教室 中学校 通常の学級 特別支援教室 特別支援学級 特別支援学校 (中学部) 特別支援学校 (高等学校) 高校 通常の学級 通級(R3~) 特別支援学校 (高等部)									

※上記の機関のほか、医療機関、保健所、大学、民生委員・児童委員など、多様な社会資源が関わりをもちています。



## 2 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果から見る現状

### (1) 調査概要

市では、「小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画」の策定にあたり、特別支援学級や特別支援教室、通級指導学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、本市の小学校や中学校で行われている特別支援教育についての状況と意見等を把握するため、令和元年度にアンケート調査を実施しました。

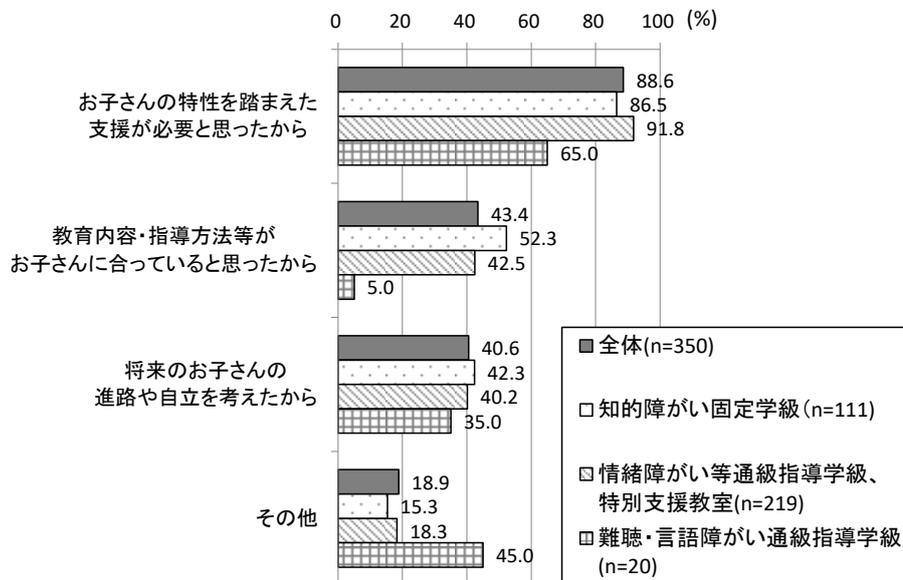
〈 調査 期 間 〉 令和元年11月5日から11月25日まで

〈 配 付 ・ 回 収 数 〉

調査対象	配付数	回収数	回収率
知的障がい固定学級	228	111	48.7%
情緒障がい等通級指導学級 ・特別支援教室	421	219	52.0%
難聴言語障がい通級指導学級	44	20	45.5%
合計	693	350	50.5%

### (2) 調査結果

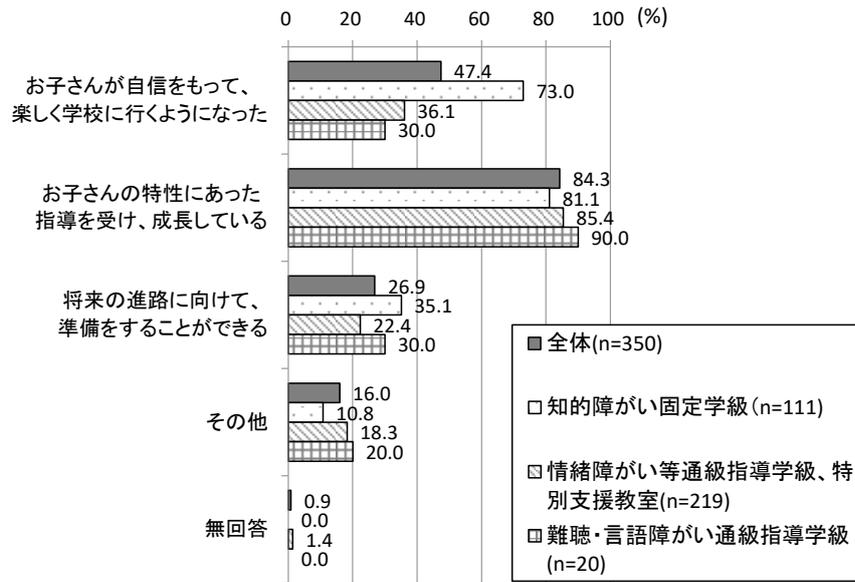
#### ① 各学級・教室を考えるようになった理由（複数回答）



各学級・教室を考えるようになった理由は、「お子さんの特性を踏まえた支援が必要と思ったから」が最も多くなっています。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### ② お子さんが、各学級・教室で指導を受けていることで、良かったと感じているところ（複数回答）

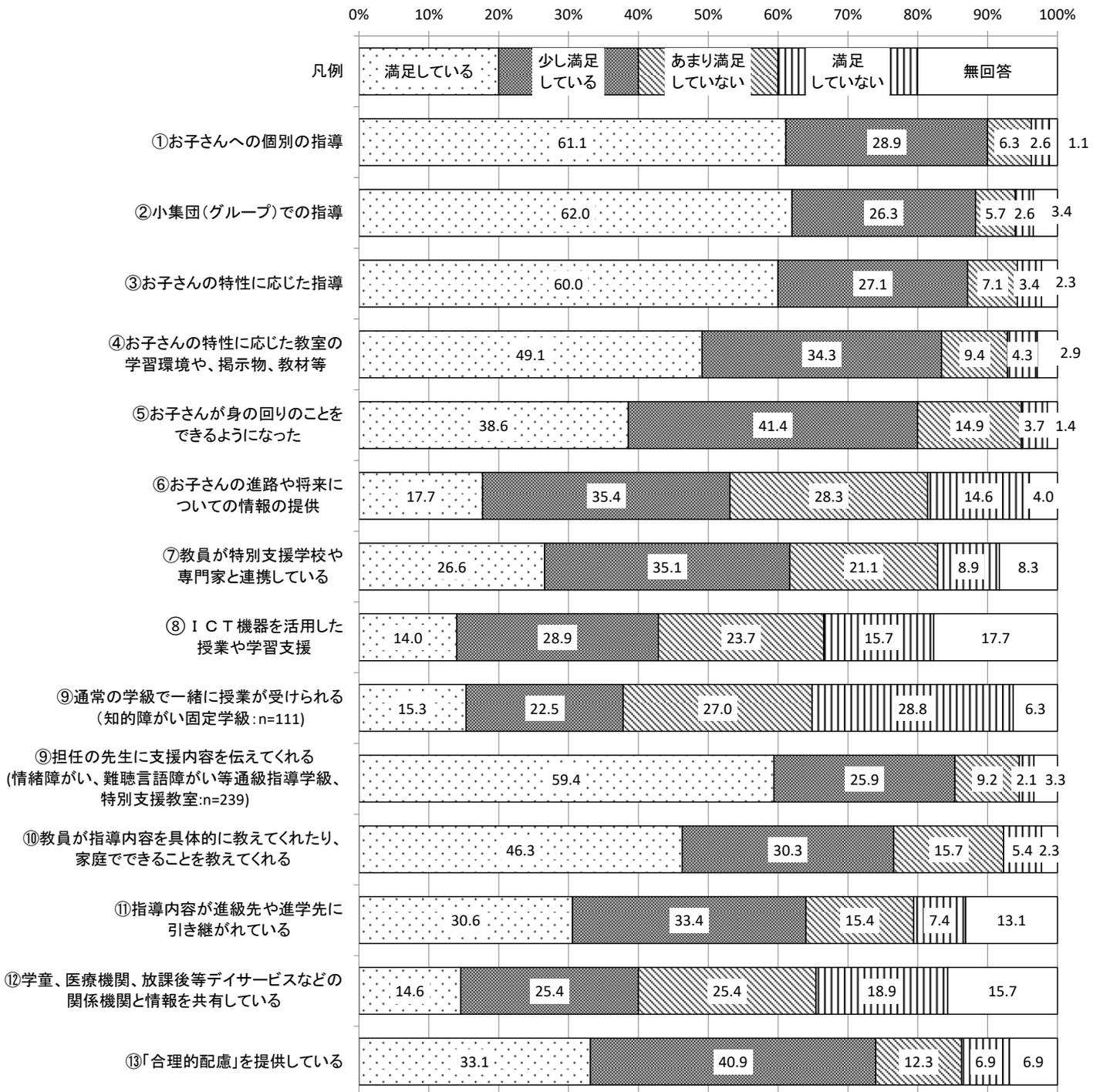


「お子さんの特性にあった指導を受け、成長している」という回答が最も多くなっています。知的障がい固定学級の保護者は「お子さんが自信をもって、楽しく学校に行くようになった」が他の学級等の保護者と比べて多くなっています。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### ③ 各学級・教室についてどの程度満足しているか

【回答者全体 (n=350)】



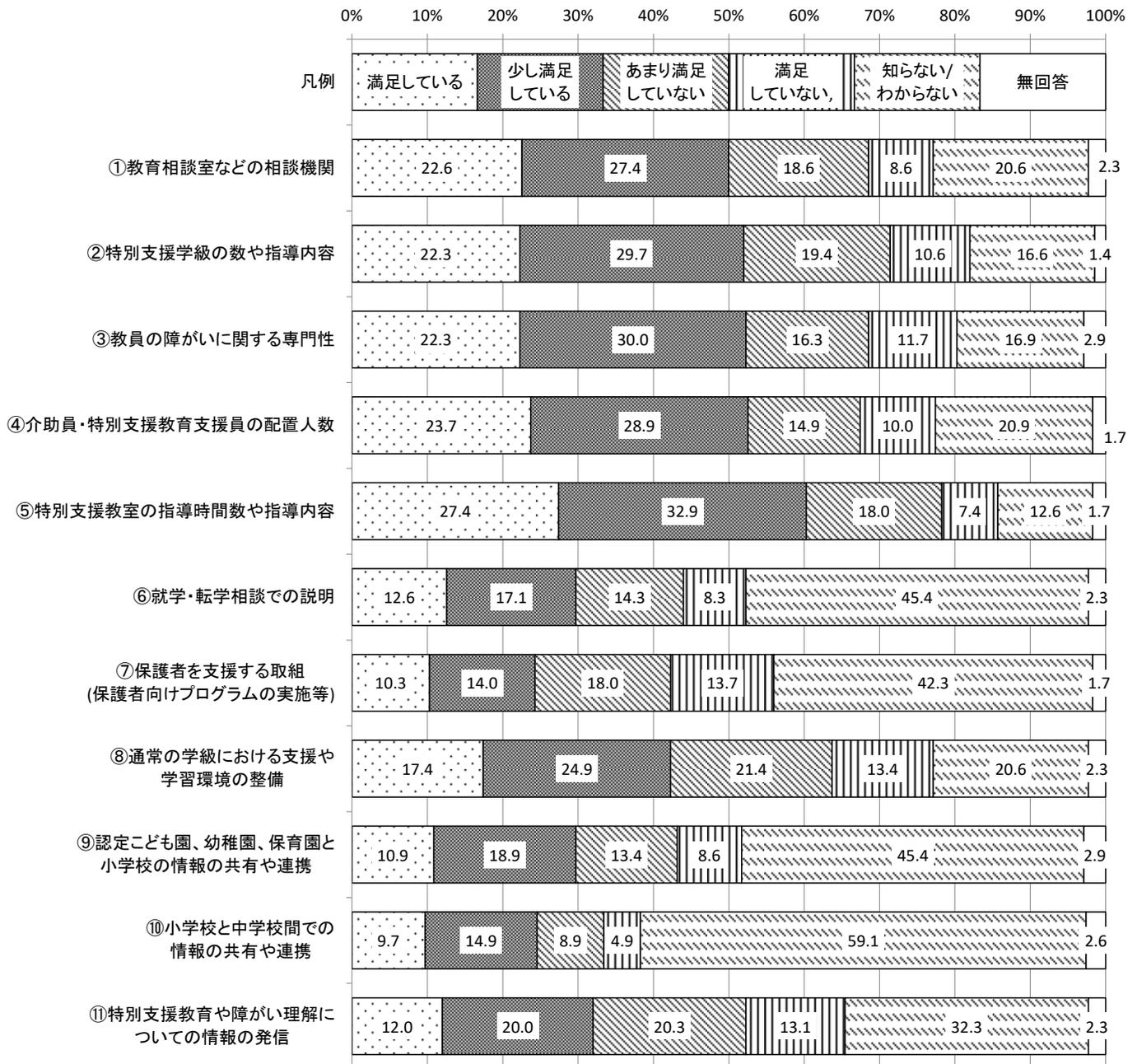
「①お子さんへの個別の指導」「②小集団(グループ)での指導」、「③お子さんの特性に応じた指導」は、満足しているという回答が60%以上となっています。

一方で、「⑥お子さんの進路や将来についての情報提供」、「⑧ I C T 機器を活用した授業や学習支援」、「⑨通常の学級で一緒に授業が受けられる(知的障がい固定学級)」、「⑫学童、医療機関、放課後等デイサービスなどの関係機関と情報を共有している」については、あまり満足していない、満足していないと回答した方の割合が多くなっています。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### ④ 小平市教育委員会の特別支援教育の推進や充実に向けた取組への評価

【回答者全体 (n=350)】



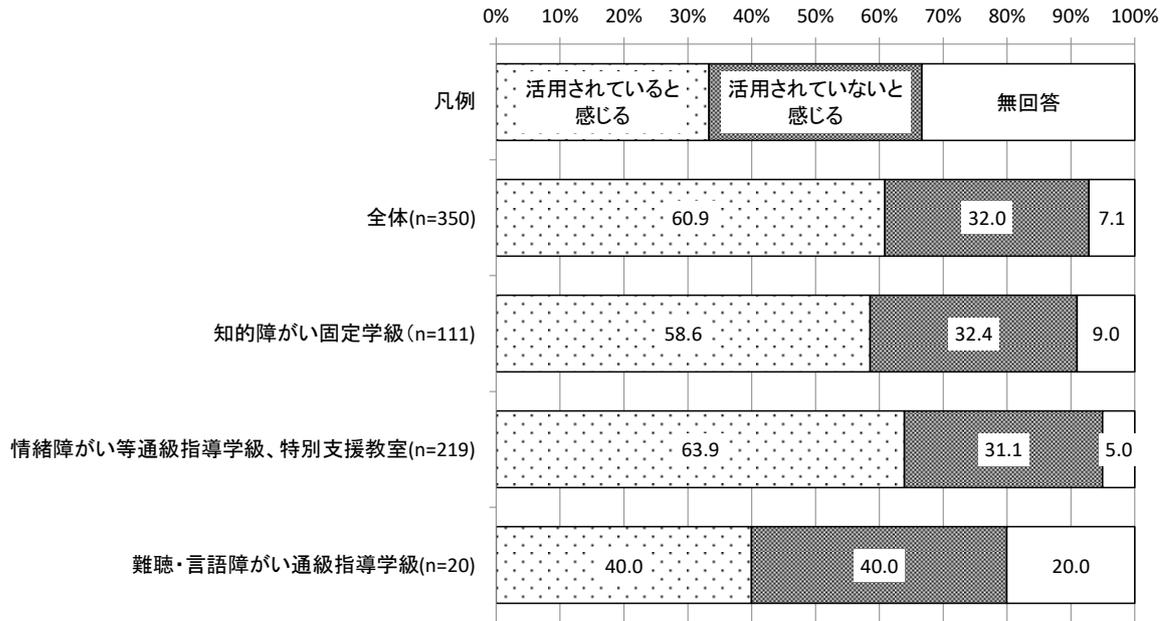
「③教員の障がいに関する専門性」、「④介助員・特別支援教育支援員の配置人数」、「⑤特別支援教室の指導時間数や指導内容」などは、満足している、少し満足していると回答した方の割合が多くなっています。

一方で、「⑦保護者を支援する取組」、「⑧通常の学級における支援や学習環境の整備」、「⑪特別支援教育や障がい理解についての情報の発信」については、あまり満足していない、満足していないと回答した方の割合が多くなっています。

また、「⑥就学・転学相談での説明」、「⑦保護者を支援する取組」、「⑨認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の情報の共有や連携」、「⑩小学校と中学校間での情報の共有や連携」については、知らない・わからないと回答した方の割合が多くなっています。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

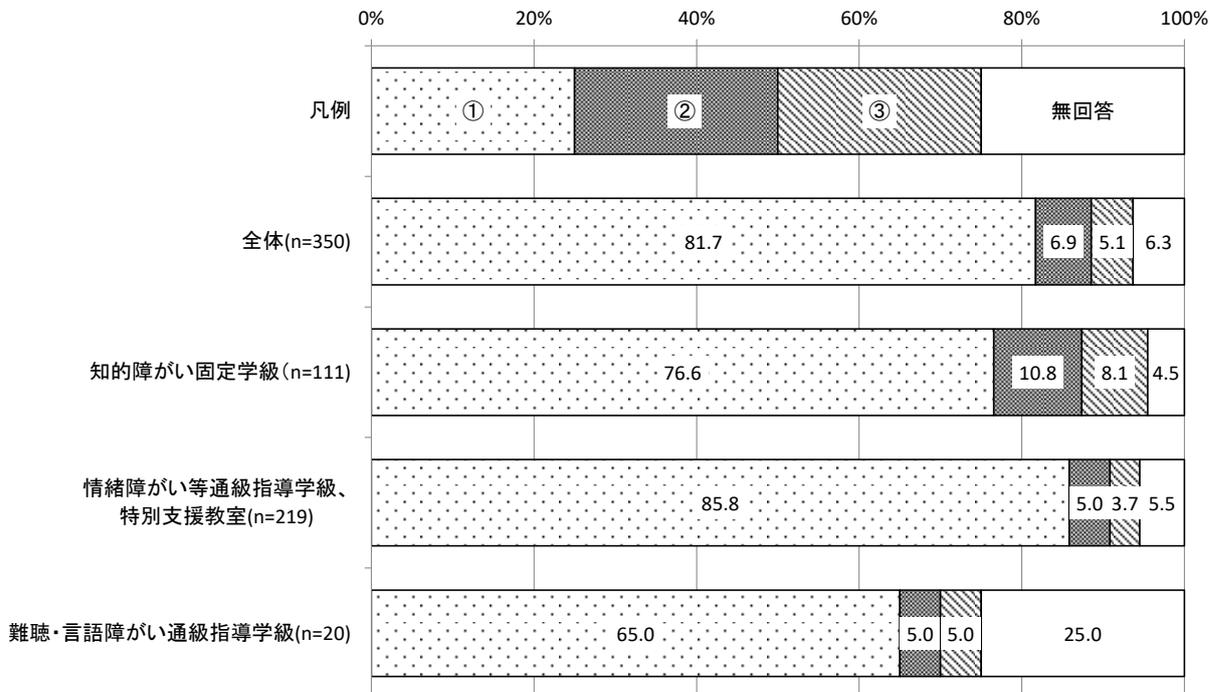
### ⑤ 「学校生活支援シート」の活用について



「学校生活支援シート」が活用されていると感じている保護者は全体の 60.9% となっています。

### ⑥ 「個別指導計画」に基づいた指導や支援について

- 選択肢 = ①「個別指導計画」に基づき、指導や支援が行われていると感じる  
 ②「個別指導計画」に基づいた、指導や支援が行われていないと感じる  
 ③「個別指導計画」に基づいていないが、適切な指導や支援が行われていると感じる

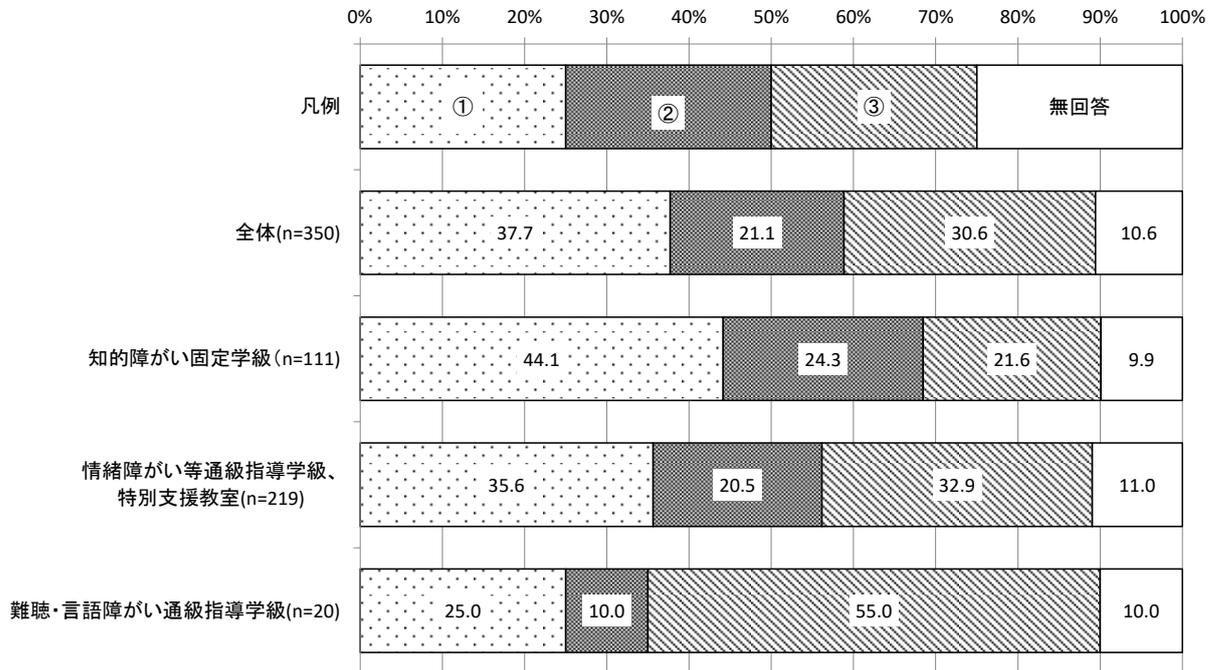


個別指導計画に基づき指導や支援が行われていると感じている保護者が全体の 81.7% となっています。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### ⑦ 「こげら就学支援シート」の活用について

- 選択肢＝①「こげら就学支援シート」が、活用されたと感じる  
 ②「こげら就学支援シート」が、活用されていないと感じる  
 ③「こげら就学支援シート」を小学校へ提出していない



こげら就学支援シートが活用されたと感じている保護者は全体の37.7%となっています。こげら就学支援シートを小学校に提出していない保護者は、30.6%となっています。今後、こげら就学支援シートの活用方法の更なる周知や、活用を促進するための手だてを構築する必要があります。

### (3) 調査結果総括

保護者から、次の取組について更なる充実を求められていることが分かりました。

- 通常の学級における支援や学習環境の整備
- 学校生活支援シート、個別指導計画、こげら就学支援シートの活用
- ICT機器を活用した授業や学習支援
- 交流及び共同学習の推進
- 学童、医療機関、放課後等デイサービス等の関係機関との情報連携
- 特別支援教育や障がい理解についての情報発信
- 児童・生徒の進路や将来を見据えた情報提供
- 保護者支援の取組の周知及び推進

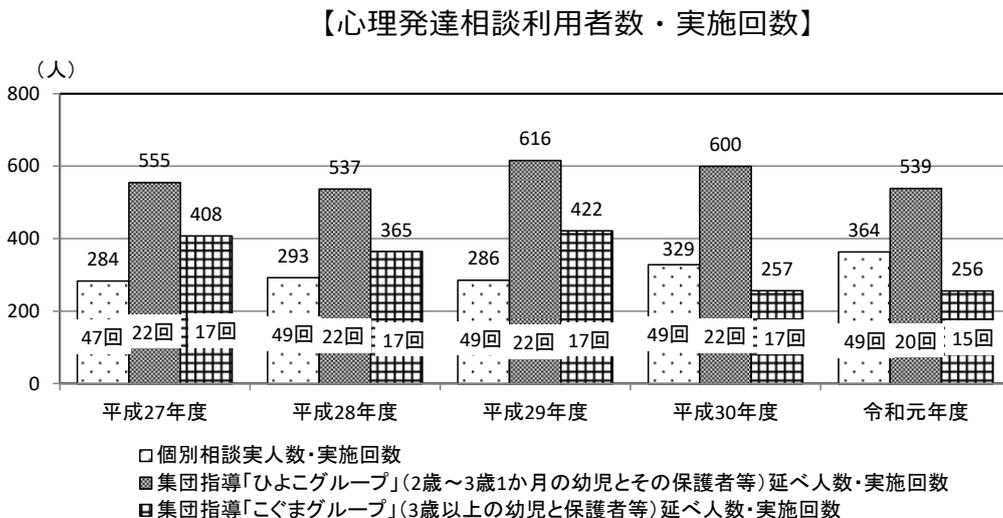
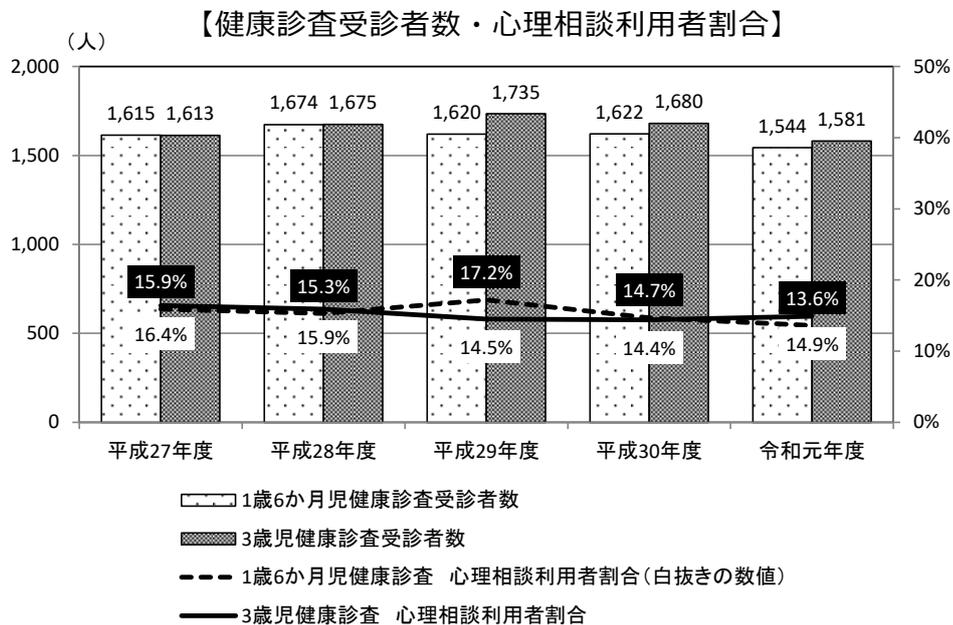
### 3 施策ごとの現状（成果）と課題

#### (1) 乳幼児期

##### ① 早期発見・早期支援の充実

##### ア 乳幼児健康診査等

乳幼児健康診査時、診察や心理相談の結果、発達の遅れなどで心配のある経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理発達相談で心理相談員による個別相談を実施しています。個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、子どもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対し支援することを目的として、集団指導を行っています。



## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

＜現状（成果）と課題＞ ○現状（成果） ■課題（以下同様）

- 乳幼児健康診査の心理相談実施後、継続して実施する心理発達相談では、個別相談を希望する保護者が増加するとともに、1回当たりの相談時間も長くなっています。また、集団指導が必要な発達の経過観察を要する幼児とその保護者も増加しています。なかなか集団指導に参加できない親子もいる状況になり、平成29年度に1組当たりの参加する日数を減らすなどして、多くの方が参加できるような工夫を図りました。

### イ 発達支援に関する相談拠点の整備と活用

＜現状（成果）と課題＞

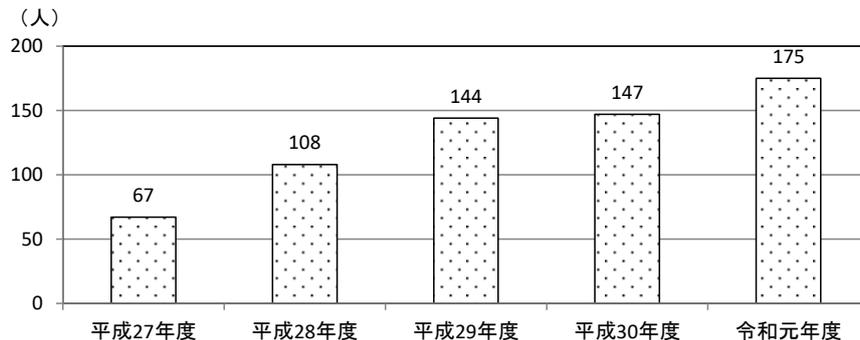
- 発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターを設置するため、小平市児童発達支援センター検討委員会を設置し、その具体的な機能等について、専門家や親の会代表から意見を聴きながら、検討を行い、平成31年3月に報告書を取りまとめました。
- 福祉、保健、子育て、教育、医療分野が横断的に連携し、ライフステージに合わせた継続的な支援体制の構築に向けた更なる検討が必要です。

## ② 早期療育の充実

### ア 児童発達支援

児童発達支援では、未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行っています。

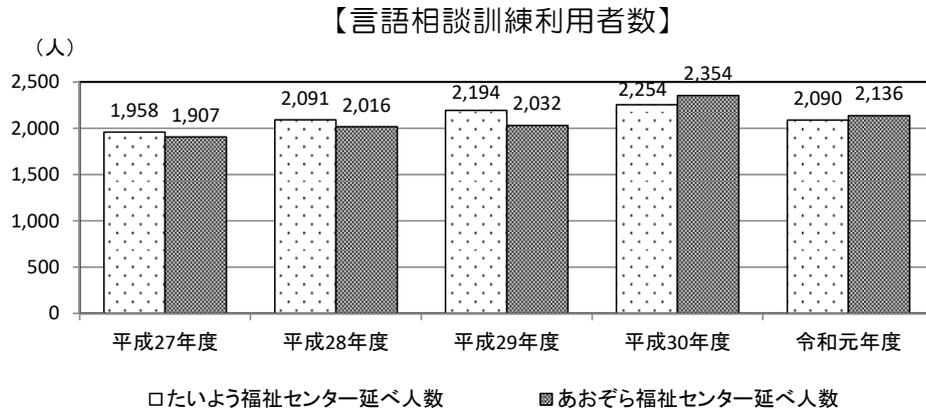
【児童発達支援利用者数】



## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### イ 言語相談訓練

たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行っています。



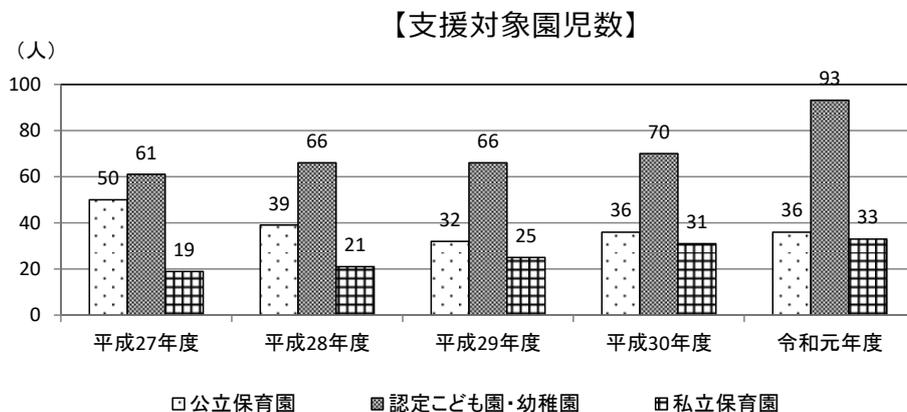
#### <現状（成果）と課題>

- 児童発達支援は、利用者の増加に伴い個々に対するきめ細かな対応が困難になってきており、支援体制の整備が求められています。
- 言語相談訓練については、利用者の増加に対応するため、言語聴覚士を増員するなどの体制の充実を図りましたが、利用定員を超える希望があり、待機者が発生している状況です。言語聴覚士等の人員の充実及び訓練を実施する施設の確保が課題となっています。

### ③ 認定こども園、幼稚園、保育園での活動支援

#### ア 障がい児の保育・教育の充実

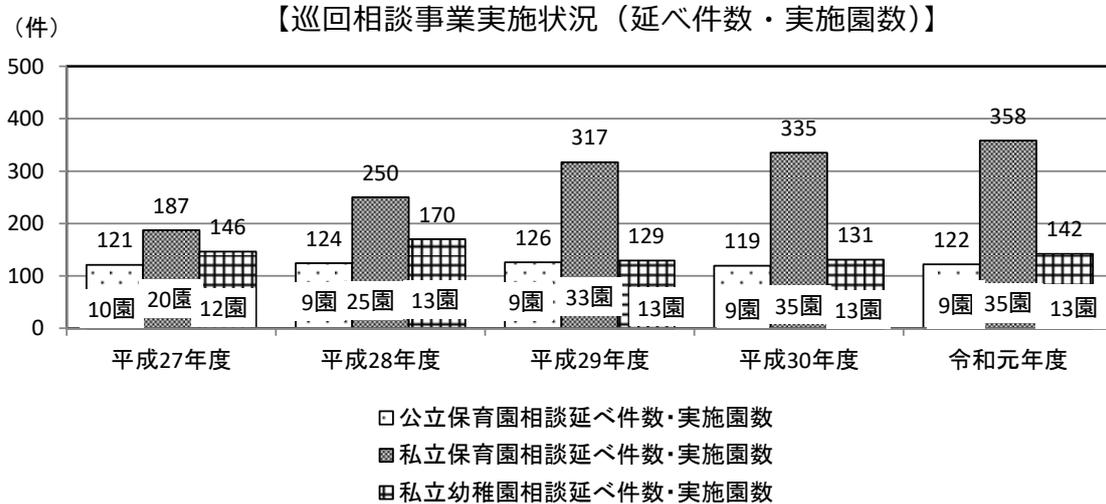
障がい児に配慮した保育や支援に努めると共に、さまざまな機会を捉え、園児や保護者の障がい児に対する理解促進を図りました。また、配慮の必要な子には公立保育園では臨時職員の加配、認定こども園、幼稚園、私立保育園に対しては、必要な経費の支援を行いました。



## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### イ 巡回相談事業

言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定こども園、幼稚園、保育園を巡回し、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行っています。相談員の判断を参考に、必要に応じて作業療法士が園へ出向き、助言等を行います。



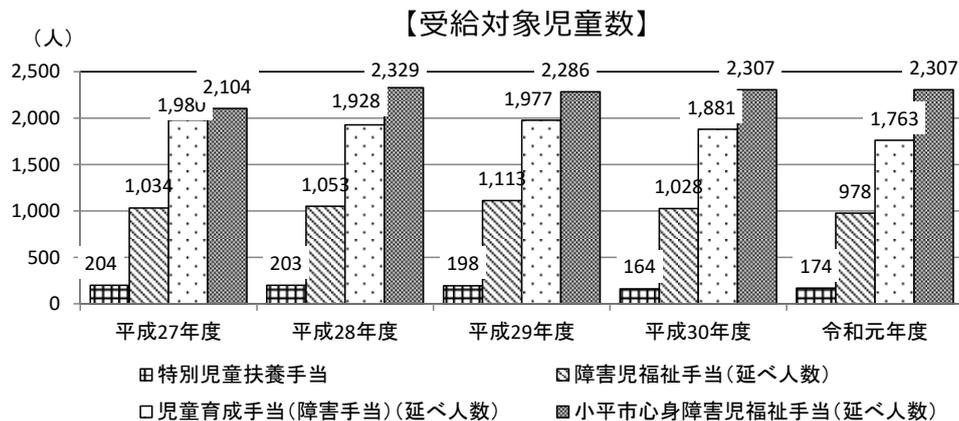
#### <現状（成果）と課題>

- 相談回数を重ねることで、幼稚園教諭や保育士等の対応力も向上し、支援の必要な園児の早期発見の機会がより拡大しています。
- 相談延べ件数などが増加していることから、巡回相談事業の充実を図りました。
- 相談員である作業療法士の専門的知見からの助言・指導も多く求められており、人材の確保が課題となっています。

### ④ 発達に遅れのある子ども等とその家庭の支援

#### ア 手当給付

障がいのある児童の福祉を進めるために、国が定める基準により特別児童扶養手当、障害児福祉手当、東京都に基準による児童育成手当（障害手当）、市独自の基準による小平市中心身障害児福祉手当を支給しています。



## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

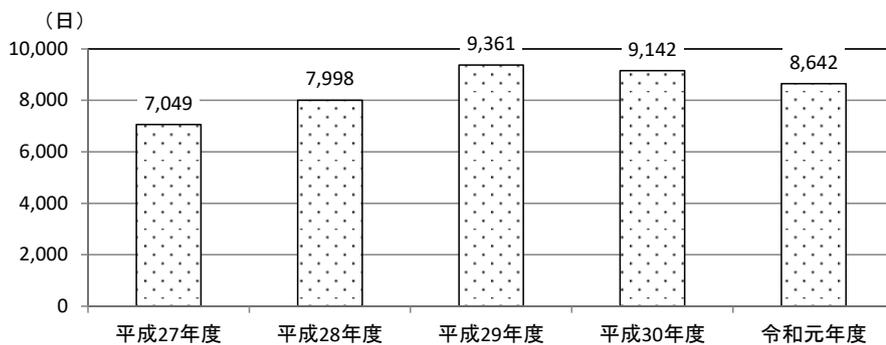
### <現状（成果）と課題>

- 今後も、市報、ホームページ、関係課などを通じて、繰り返し広報を行うことが必要です。

### イ 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）事業では、在宅している障がいのある人の家族が、疾病やその他の理由で介護ができない場合に、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

【短期入所（ショートステイ）利用延べ日数】



※18歳以上の利用日数を含む。

### <現状（成果）と課題>

- 小平市内の利用者が利用しやすい環境整備のため、事業者への働きかけや支援等を行ってきました。成果として平成28年度以降の利用延日数が増加しました。
- 障がい児を受け入れることができる短期入所事業所が市内に少ないため、市外の事業所の情報提供が求められています。

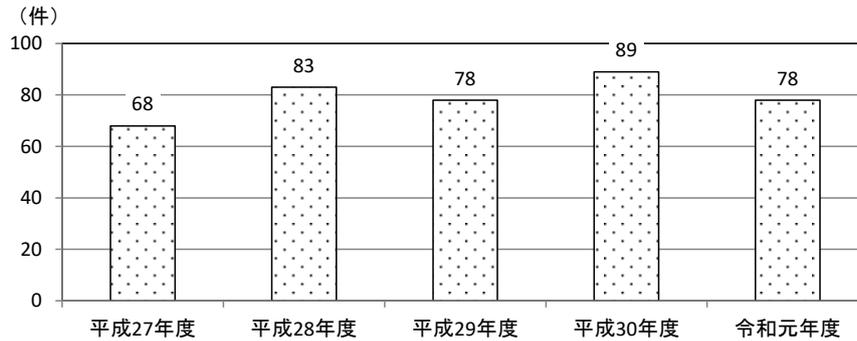
(2) 小・中学校期

① 就学先の選択や円滑な接続の支援

ア 就学相談

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた教育を保障するため、就学相談室で就学相談を受け付け、申込みを受けた児童・生徒について就学相談を実施し、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。

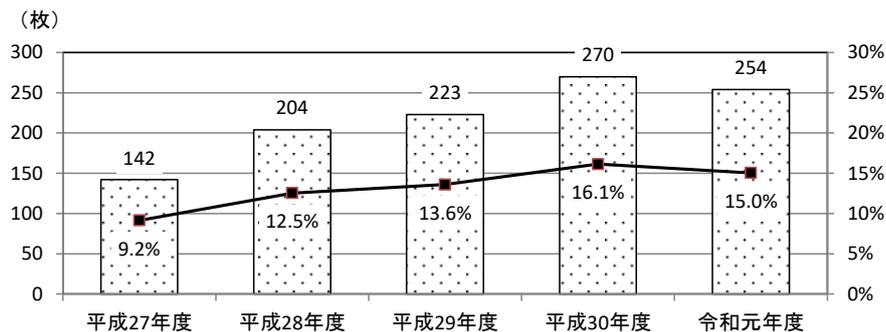
【就学相談件数】



イ こげら就学支援シート

こげら就学支援シートは、家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。主に学級編制や指導の参考にしてはいますが、保護者が希望する場合には、学童クラブにもこげら就学支援シートの写しを提出し、小学校と同様に支援や配慮を引き継ぐことができます。

【こげら就学支援シートの提出数・提出率】



※ 提出率=提出枚数/入学児童数(特別支援学級入学児童を含む)

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### <現状（成果）と課題>

- 平成29年度より、就学支援委員会専門員に心理職の専門家である臨床心理士を3名加えました。就学支援委員会及び情緒小委員会の際に、臨床心理に関する専門的な知識、経験に基づいた意見、助言が得られ、より総合的な判断を行うことができるようになりました。また、対象児童・生徒に対する特別支援教育の利用の有無（入級の可否、通級可否等）のみではなく、本人の状態に基づく支援方法などの助言があり、より児童・生徒一人一人の特性を踏まえた審議が可能となりました。
- 特別支援教室への入室相談及び通級指導学級への入級相談件数が増加しており、それに伴い、就学支援委員会及び情緒小委員会の開催回数も増加しています。
- こげら就学支援シートは、着実に提出数が増加し、幼稚園・保育園と小学校の連携強化において重要な役割を果たしています。
- こげら就学支援シート提出後の更なる活用と、保護者への丁寧な説明が求められています。

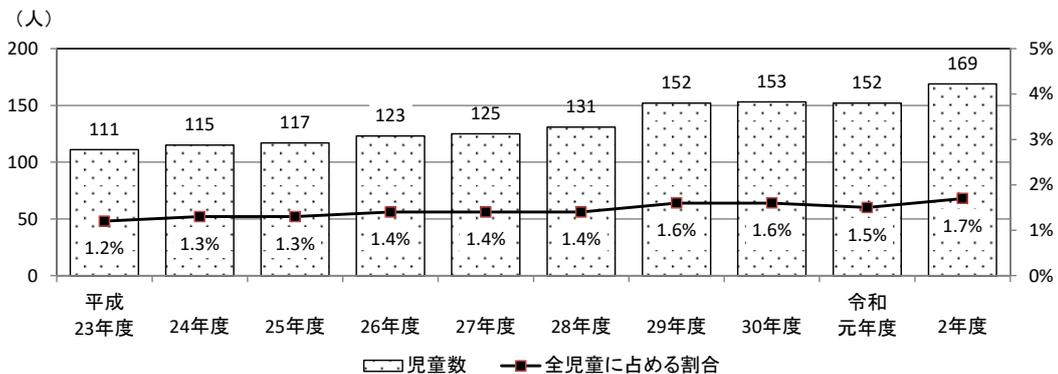
### ② 学校教育の充実

#### ア 特別支援学級の児童・生徒数（各年度5月1日現在）

##### （ア） 知的障がい学級（固定制）〔小学校6校・中学校5校〕

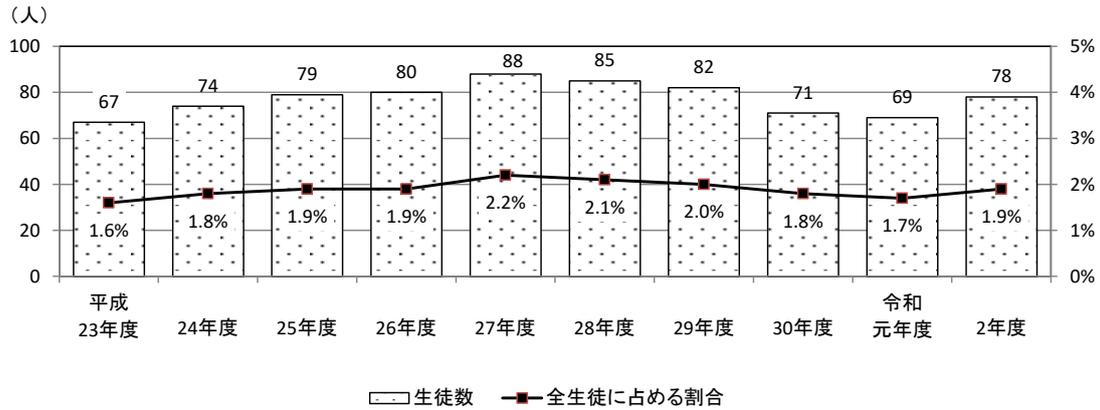
小学校の知的障がい学級（固定制）の在籍児童数は、増加傾向にあります。中学校はおおむね70人から80人程度で推移しています。

【小学校知的障がい学級（固定制）の児童数】



## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

【中学校知的障がい学級（固定制）の生徒数】

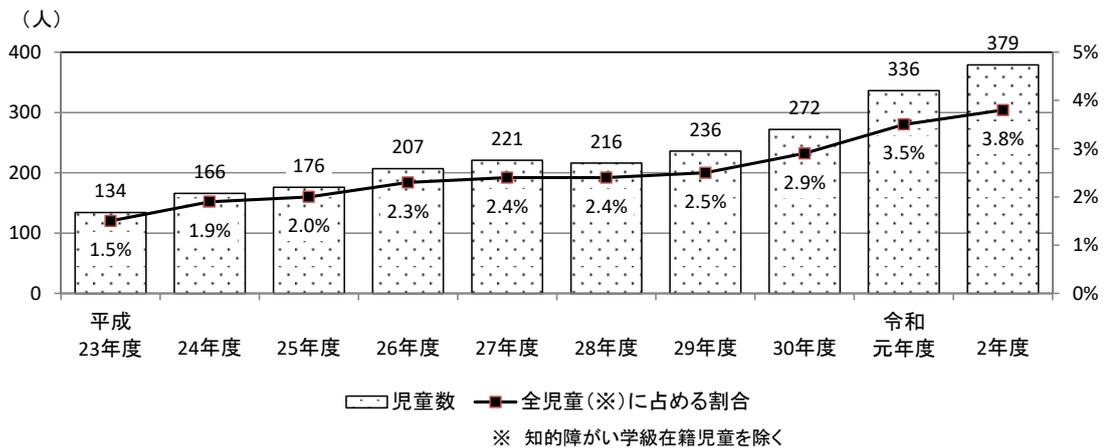


### (イ) 情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室 [小学校19校・中学校3校]

小学校については、東京都のガイドラインに沿い、平成29年度から2か年かけて特別支援教室を全19校に導入しました。これにより、他校に設置されている通級指導学級へ通うことなく、自校内で指導を受けられる体制が整いました。現在、5校の拠点校から計14校へ巡回指導教員が出向いて指導を行い、利用者数も増加が続いています。

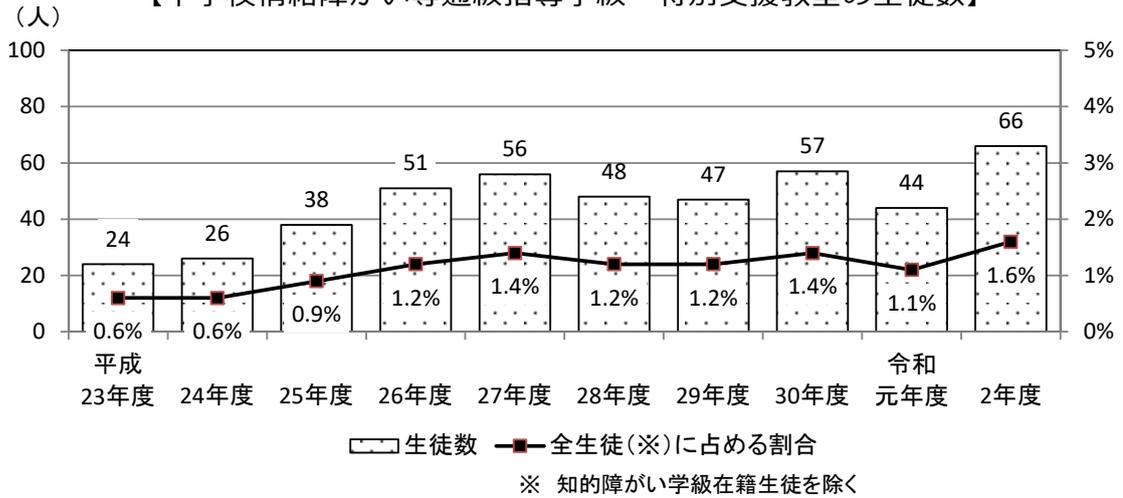
中学校においても、東京都のガイドラインに沿い、令和2年度から令和3年度にかけて全8校に導入するものとして、令和2年度は3校の通級指導学級が特別支援教室に移行しました。令和3年度は残り5校について通級指導学級からの転換を図ります。

【小学校情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室の児童数】



## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

【中学校情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室の生徒数】

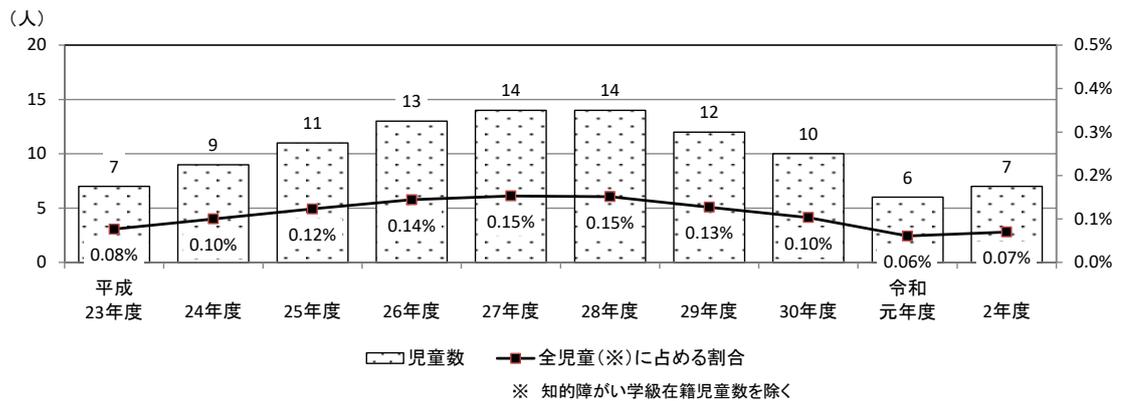


### (ウ) 難聴・言語障がい通級指導学級【小学校1校】

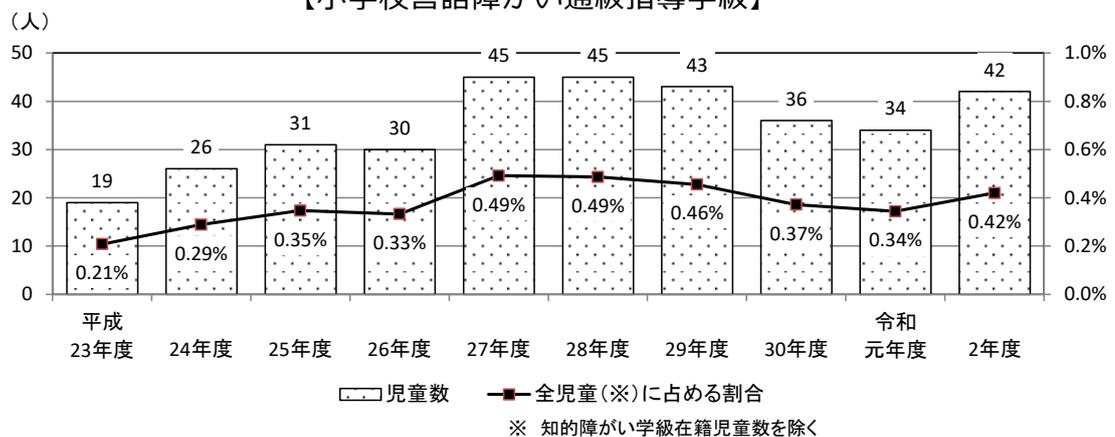
きこえの教室（難聴通級指導学級）の利用者数は、近年減少傾向となっています。

ことばの教室（言語障がい通級指導学級）の利用者数は、おおむね30人から40人程度で推移しています。

【小学校 難聴通級指導学級の児童数】



【小学校言語障がい通級指導学級】



イ 学校における体制整備・指導の充実

(ア) 校内委員会

すべての小・中学校では、校内委員会を活用し、校長のリーダーシップの下、特別な支援を必要とする児童・生徒の実態把握や支援方法の検討を行い、児童・生徒や保護者の継続的な支援を行っています。

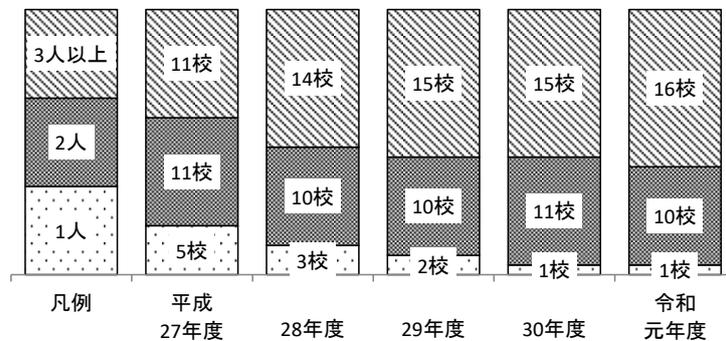
<現状（成果）と課題>

- 全校で校内委員会を定期的を開催し、複数の教員で特別な支援を必要とする児童・生徒の実態や課題を把握した上で、支援方法を協議し校内で共通理解を図ることで、学校全体での適切な支援を行うことができました。
- 不登校の事例で、原因の背景に発達障がいの特徴が関連していると示唆されるケースが増えており、一人一人の児童・生徒の支援方法について、十分に検討できる校内体制を学校の実情に応じて工夫する必要があります。

(イ) 特別支援教育コーディネーター

全小・中学校が特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。

【特別支援教育コーディネーター指名人数（学校数）】



<現状（成果）と課題>

- 特別支援教育コーディネーターを複数配置する学校が増加しました。このことにより、校内の情報共有を円滑に行うことや、複数の視点で業務を行うことが可能となっています。
- 引き続き、特別支援教育コーディネーターの複数指名等により、活動の充実を図ることが必要です。

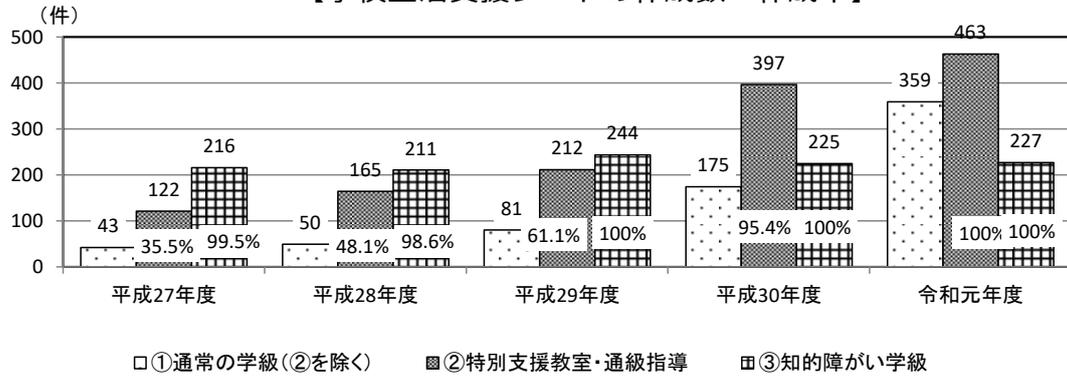
## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### (ウ) 学校生活支援シート・個別指導計画

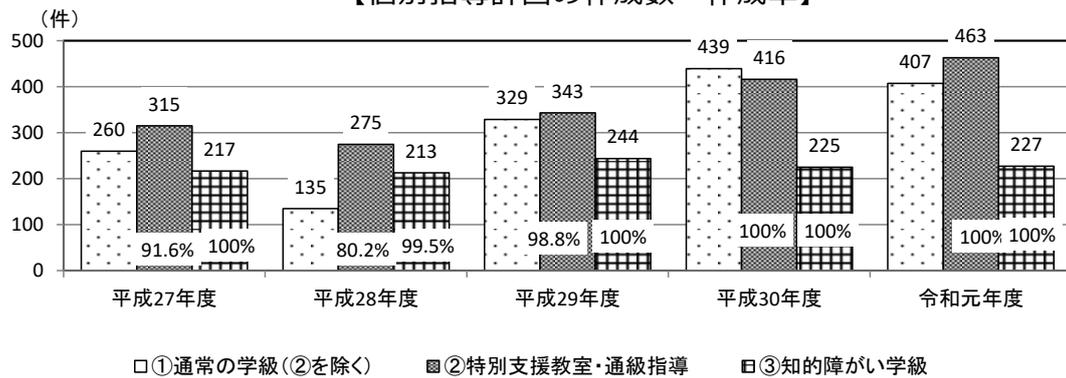
学校生活支援シートは、特別な支援を必要とする児童・生徒や保護者の希望を踏まえて、関係機関と連携して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行う長期的な基本計画です。

個別指導計画は、より具体的に学習面・生活面の指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ短期的な実行計画です。

【学校生活支援シートの作成数・作成率】



【個別指導計画の作成数・作成率】



#### <現状（成果）と課題>

- 平成30年度に学校生活支援シート・個別指導計画の小平市統一書式を作成・配布することで、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成件数が増加しました。
- 今後は、学校生活支援シート及び個別指導計画について、関係機関との情報共有や学校間での引き継ぎなど、効果的な活用を充実させる必要があります。

ウ 教育委員会における環境整備

(ア) ICT機器による学習支援の充実

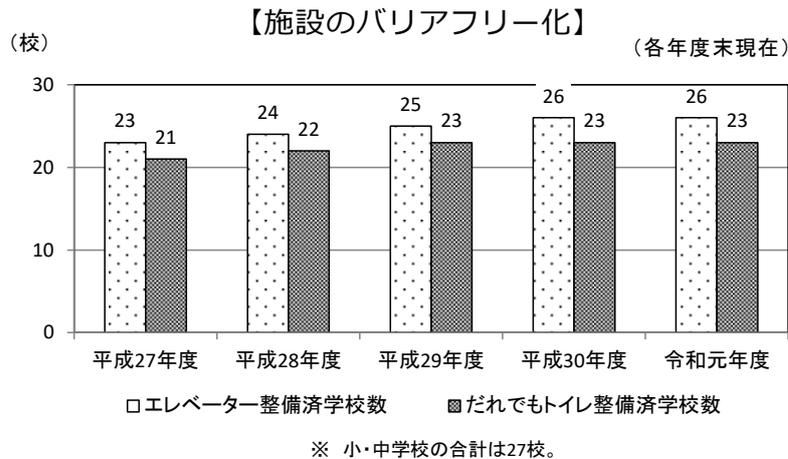
市立小・中学校の知的障がい学級（固定制）にタブレット端末を配備し、障がいの状態や認知の特性等に応じた効果的な学習支援の充実に取り組んでいます。

<現状（成果）と課題>

- 平成27年度から3か年かけて、市立小・中学校の知的障がい学級（固定制）にタブレット端末をおおよそ児童・生徒4人につき1台を配備し、活用することで児童・生徒の学習内容の理解の促進につながりました。
- 令和2年度に児童・生徒1人につき1台のPC端末を配備しました。今後の活用状況に応じて、より個に応じた効果的な学習支援の充実と学習意欲の向上を図るために、デジ教科書の活用をはじめ、配備したPC端末の活用方法（読み上げ、書き込み、視覚化等）について研究していく必要があります。

(イ) 個に応じた環境整備

児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。



<現状（成果）と課題>

- 平成28年度から令和元年度にかけて、3校にエレベーターを整備しました。このことにより、小・中学校27校中26校に整備が完了しました。
- 平成28年度から令和元年度にかけて、2校に「だれでもトイレ」を整備しました。このことにより、小・中学校27校中23校に整備が完了しました。
- 今後も、個々の児童・生徒の状態と長期的な視点を踏まえた整備が必要です。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### (ウ) 介助員の配置

児童・生徒の教育活動や学校生活の充実を図るため、知的障がい学級（固定制）と肢体不自由の児童・生徒に介助員を配置しています。

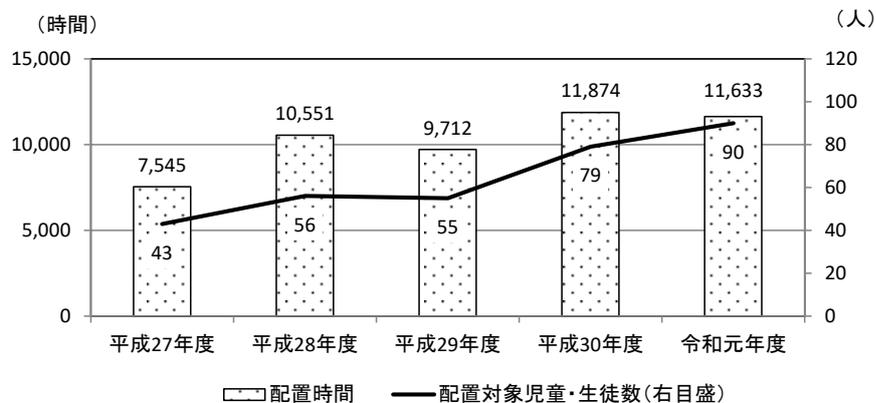
#### <現状（成果）と課題>

- 平成30年度から、中学校の知的障がい学級（固定制）における宿泊学習、修学旅行時に介助員を1名配置し、生徒の安全管理及び指導の充実を図りました。
- 令和元年度から、肢体不自由の児童・生徒への介助員の配置日数を週3日から週4日に拡充し、児童・生徒の学校生活の充実を図りました。
- 中学校の知的障がい学級（固定制）では、より個に応じた支援を行うために、通常授業時における介助員の配置の検討が必要です。
- 肢体不自由の児童・生徒への介助員の配置日数については、更なる拡充の検討が必要です。

### (エ) 特別支援教育支援員の配置

発達障がい等の特別な支援を必要とする児童・生徒に対してより適切な学習支援、生活支援等を行えるように、小・中学校へ特別支援教育支援員を配置しています。

【特別支援教育支援員の配置実績】



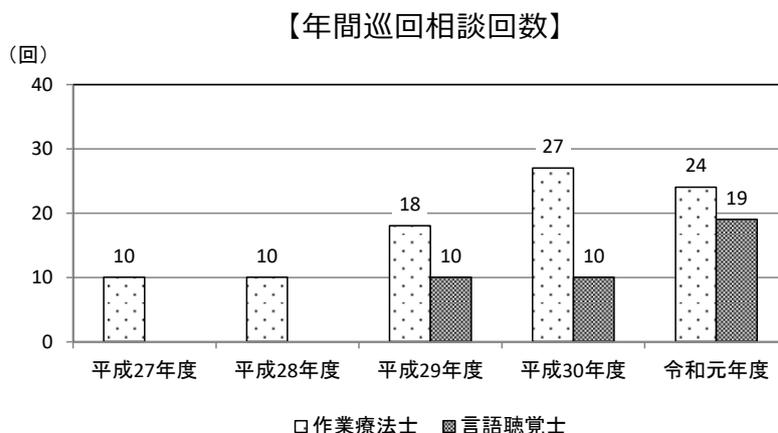
#### <現状（成果）と課題>

- 平成28年度に特別支援教育支援員の配置時間を拡充し、支援の充実を図りました。
- 配置対象児童・生徒数が増加しており、更なる配置時間数の拡充の検討が必要です。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### (オ) 巡回相談員の派遣

巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。



#### <現状（成果）と課題>

○ 児童・生徒の実態に即した専門的な助言を受けられるよう、心理士や作業療法士に加え、平成29年度から言語聴覚士による巡回相談を開始しました。また、作業療法士による巡回相談回数を増加し、支援の充実を図りました。

■ 継続的な支援を行うには、1校につき年間2～3回程度の巡回相談を実施することが望ましく、作業療法士及び言語聴覚士の巡回相談回数の増加が必要です。また、学校教育現場に精通した、作業療法士や言語聴覚士の人材確保が課題となっています。

### (カ) 特別支援教育に関する研修会

特別支援教育の一層の理解のため、教職員のニーズや各校における特別支援教育推進上の課題に即した研修会を開催し、教員の専門性の向上を図っています。

#### <現状（成果）と課題>

○ 特別支援教育に関する研修として、固定学級担任研修会、通級指導学級担任研修会、特別支援教育コーディネーター連絡会を年間複数回実施しました。また、それぞれ経験年数の浅い教員に対しての新任研修会も実施し、特別支援教育に関する専門性の向上を図りました。

■ 校内でのOJT等を活用した継続的な研修体制の構築や、各学校の実態に応じた障がい特性の理解に基づく指導法や事例研究など、研修内容の工夫が求められています。

エ 交流及び共同学習

(ア) 特別支援学級設置校における交流及び共同学習

特別支援学級設置校では、知的障がい学級と通常の学級の児童・生徒の相互理解を深める交流及び共同学習を推進しています。

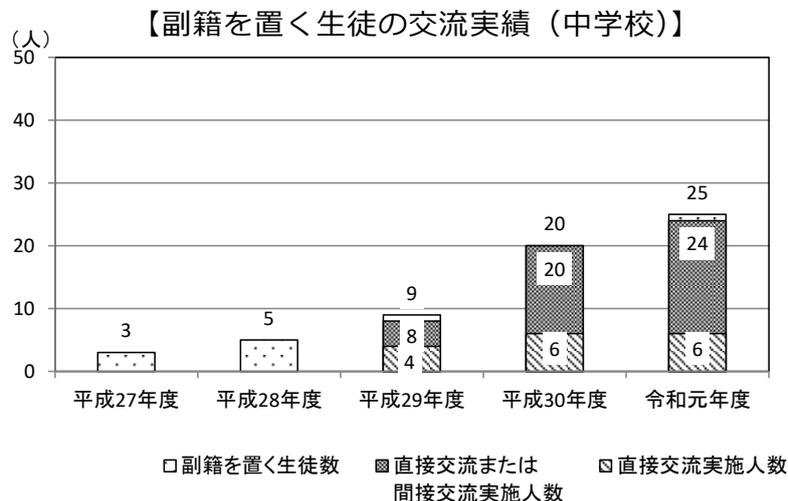
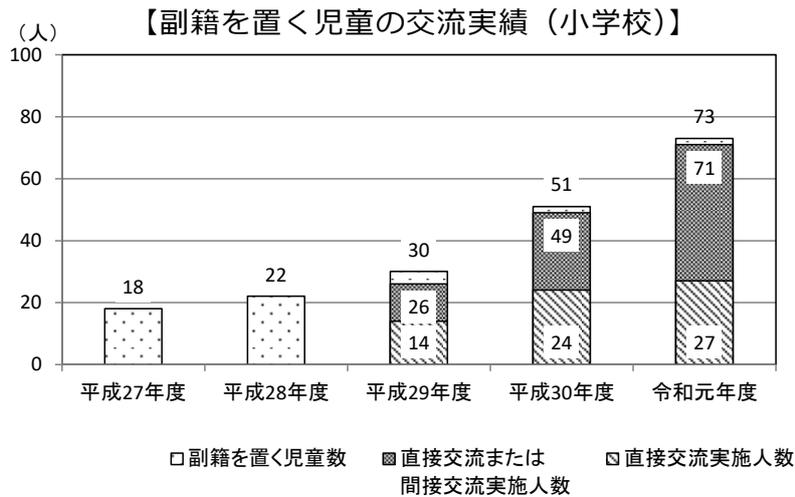
<現状（成果）と課題>

○ 令和元年度は、全ての特別支援学級設置校（小学校6校・中学校5校）において、給食や行事等における交流及び共同学習を実施しました。教科等の学習における交流及び共同学習については、小学校では全6校が、中学校では5校中3校が実施しました。

■ 給食や行事をはじめ、教科等の学習における交流及び共同学習を更に積極的に推進することが必要です。

(イ) 副籍制度における交流及び共同学習

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。



## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### <現状（成果）と課題>

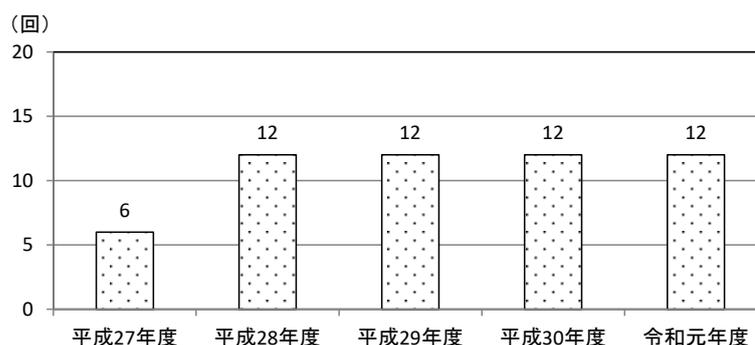
- 特別支援学校と地域指定校間における、副籍に関する資料等のやりとりを教育委員会で集約することにより、副籍交流の実態を把握することができ、困難事例等については支援を行うことができました。また、校長会等を通して、副籍交流の実施状況を共有することにより、直接交流に取り組む学校が増加しました。
- 直接交流は学年が進行するにつれて減少する傾向にあり、継続的な直接交流の実施と、障がい特性に配慮した直接交流の好事例を各校で情報共有できるようにしていくことが必要です。

### オ その他

#### (ア) 教育相談

教育相談室では、心理士等の資格を有する教育相談員が、児童・生徒や保護者から、子どもの教育や発育・性格・行動等に関する相談を受けます。また、保護者支援の取組として、保護者向けプログラムを実施しています。

【教育相談室における保護者向けプログラム開催回数】



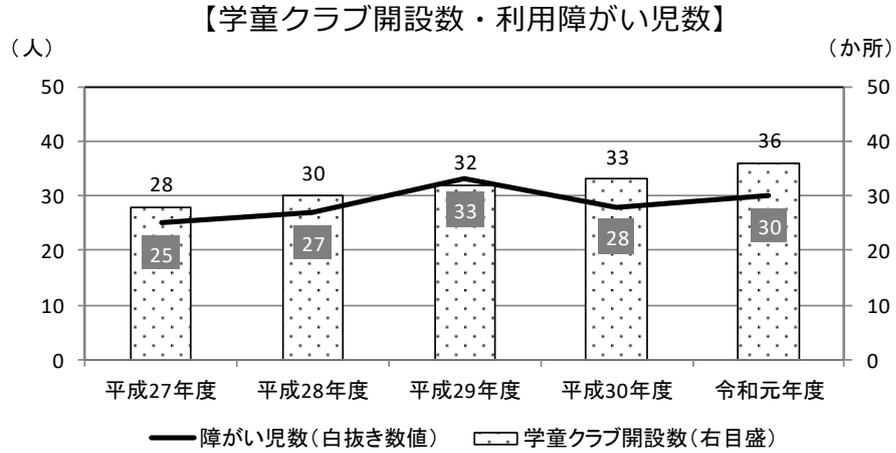
### <現状（成果）と課題>

- 保護者向けプログラムは年度の前半を前期、後半を後期として各期6回ずつ実施しています。平成30年度の後期から相談員のプログラムの展開や手法が、習熟してきたことにより、参加者を相談者の他、一般の方をホームページ等により募集したところ、掲載当日に定員を満たし、保護者向けプログラムへのニーズや関心が高いことが分かりました。
- 今後は、参加者から寄せられた意見を反映するとともに、プログラムの内容を検証し、充実を図ることが必要です。

③ 放課後の生活の支援

ア 学童クラブ

学童クラブでは、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行っています。学童クラブを利用する障がい児数は、近年30名程度で推移しています。



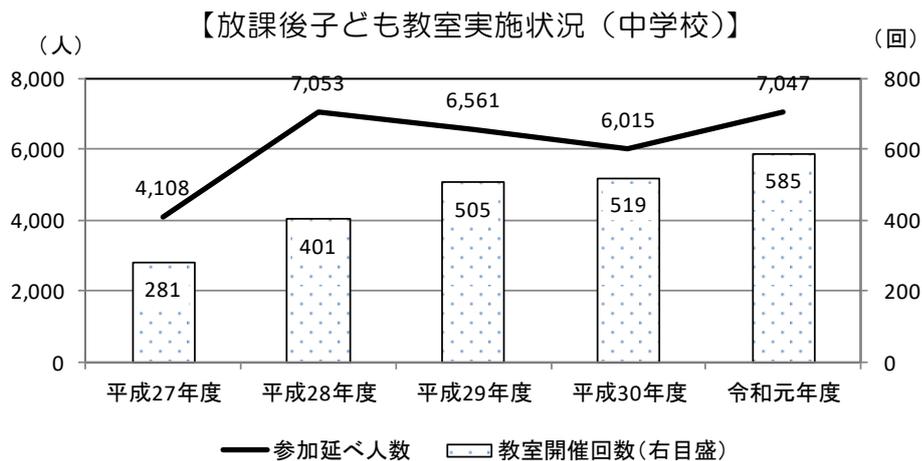
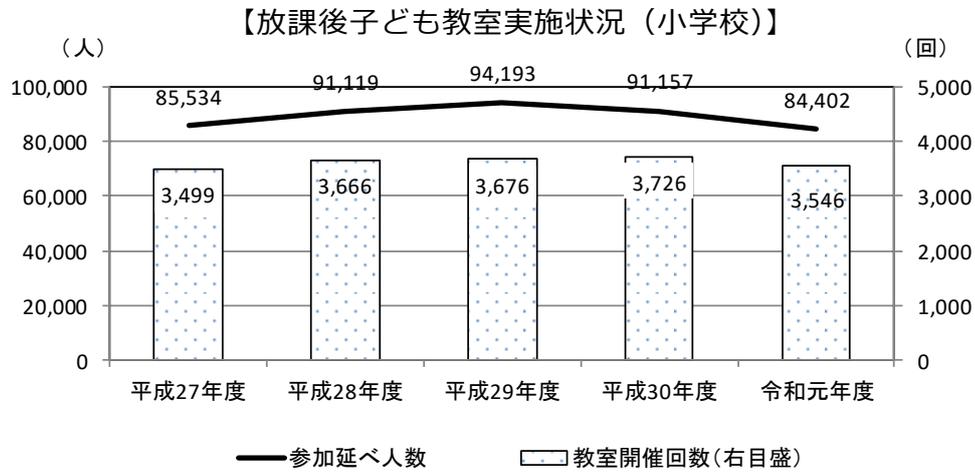
<現状(成果)と課題>

- 障がい児の受入れは1学童クラブ2人以内としていますが、一部のクラブでは柔軟な対応を実施し、3人の弾力的な受入れを行いました。
- 発達等に課題のある障がい傾向児は増加しており、必要に応じて人員を増員し対応しています。また、臨床発達心理士等による巡回相談により、学童クラブ指導員への指導・助言を行っています。
- 引き続き、障がい児の受入れ及び障がい傾向児への支援に伴う態勢づくりが必要です。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### イ 放課後子ども教室

放課後子ども教室では、当該校に在籍する障がいのある児童・生徒も一緒に学んだり遊んだりできる場として、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。



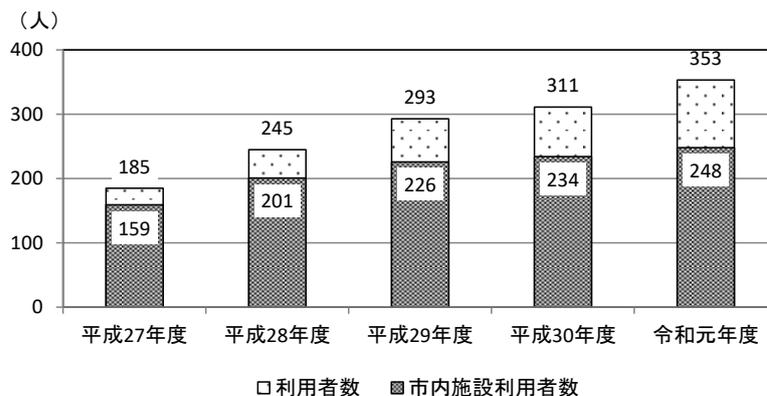
#### <現状（成果）と課題>

- 特別な支援を必要とする児童・生徒の見守りや安全管理のための増員制度があり、8校区で活用がありました。
- 放課後子ども教室は、地域のボランティアで運営しており、安全な事業実施環境を確保するために、見守りや介助のための人員体制の整備やスタッフのスキルアップなどが継続的な課題となっています。

### ウ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供しています。

【放課後等デイサービスの利用者数】



#### <現状（成果）と課題>

- 国全体で事業所、利用者数が増加しているのと同様に、市内での開設数、定員数も増加しています。
- 単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事例が他の地域で見られることから、質の高い支援が確保されるよう事業内容を注視していくとともに、引き続き東京都と連携し、必要に応じて事業所への指導等を行う必要があります。

(3) 中学校・高等学校卒業後

① 中学校卒業後の機関に支援をつなぐ

<主な取組>

- 春季休業中に、在籍する中学校と進学先の学校との間で、当該生徒の学習状況や支援する上での配慮事項等について情報共有しています。特に知的障がい学級(固定制)からチャレンジスクールに進学する生徒に関しては、保護者の承諾の上、中学校から進学先の学校に学校生活支援シートをはじめとした資料を送付し、一貫した支援を継続できるようにしました。
- あゆみ教室においては、チャレンジスクールの職員から、当該校の募集に関する案内や申込について情報提供を受け、必要に応じて生徒に紹介しました。

<現状(成果)と課題>

- 中学校と進学先の学校との間で情報連携することによって、進学先においても、これまでの支援の状況を踏まえた指導を進めることができ、生徒が新しい環境で安心して学校生活を送ることにつながりました。
- 一人一人の生徒の状況や本人及び保護者の意向に応じて、より適切な進路選択につなげることができました。
- 今後も個別の状況と保護者の要望に応じて、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について、進学先の学校と情報共有することが必要です。

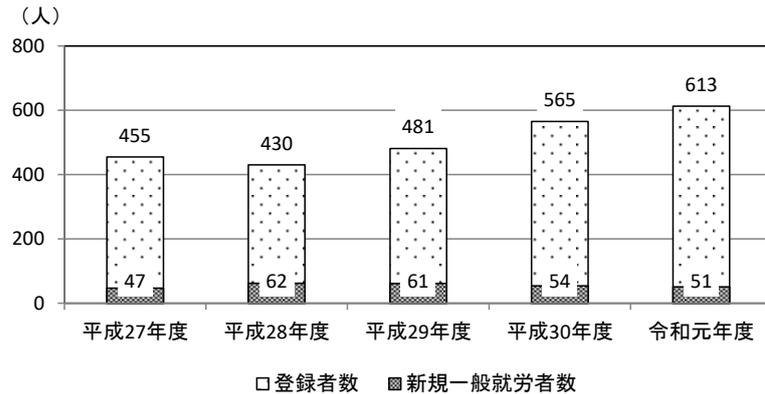
## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

### ② 就労支援

#### <主な取組>

- 小平市障害者就労・生活支援センターほっとを中心に一般就労への移行促進や就労の定着を図っています。具体的には、精神疾患のある相談者への対応、就労定着・継続支援の充実、相談者のニーズに合わせた就労準備支援の実施、地域の社会資源・就労支援関係機関との連携を実施しています。

【小平市障害者就労・生活支援センターほっと実績】



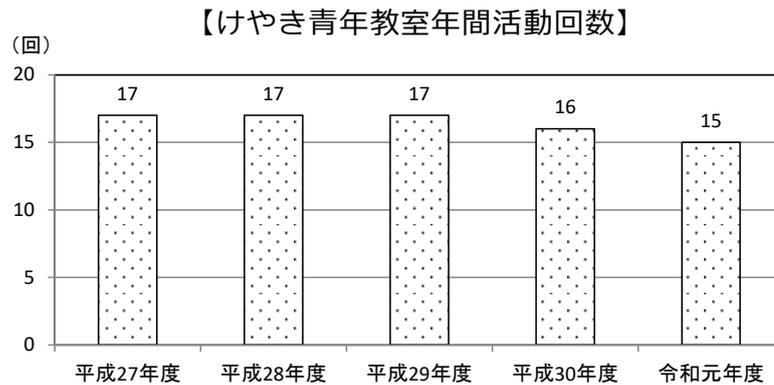
#### <現状（成果）と課題>

- 精神疾患のある相談者の通院同行を実施し、主治医と保健師が綿密な調整を図り、個々に応じた就労支援を実施することができました。
- 特別支援学校等の関係機関と連携し、就労移行を円滑に実施できました。また、関係機関と就労初期から手厚い支援を行うことで、就労初年度の就労定着を図りました。
- ほっと就労支援連絡会を年5回実施し、10を超える団体と近況報告や各団体の取組み等を共有でき、関係機関の連携強化につながりました。
- 一般就労が困難な方については、福祉的就労につながるよう支援しました。
- 精神疾患の相談者数が増加しており、相談支援の対応強化が求められています。
- 発達障がいや高次脳機能障がいの相談が増加しており、相談者の多様化に対応する必要があります。

③ 地域でのかかわり、学ぶ場の提供

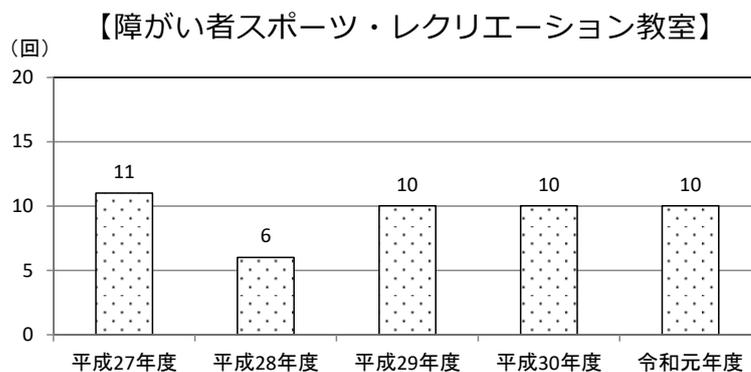
ア けやき青年教室

中央公民館では、軽度の知的障がいのある学校教育を修了した青年を対象にした、けやき青年教室を毎年開講しています。毎回ボランティアの市民の方々と一緒に活動しているほか、みんなでつくる音楽祭やこだいらオール公民館まつり（平成30年度までは小平市公民館九館会まつり）にも参加し、地域住民と交流する機会を図っています。



イ 障がい者スポーツ

たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターで、障がいのある方にスポーツの楽しさを体験できる場を提供するため、障がい者スポーツ・レクリエーション教室を開催しています。また、障がい者スポーツを通じて、障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しみ交流を深めるため、あおぞらパラスポーツフェスタを開催しました。



<現状（成果）と課題>

- 今後も、学校を卒業した障がい者が、地域の中で地域との関わりを継続し、地域とともに生き生きとした生活が送れるように、地域住民が、障がいの理解を深める意識啓発や地域における住民の多様性を理解する機会を創出する必要があります。

## 第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題